

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2012～2017年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員190行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2012年度	1,001	429	17	9
2013年度	875	444	19	13
2014年度	1,033	424	19	12
2015年度	953	490	16	13
2016年度	812	435	14	10
2017年度	1,091	621	17	15

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2012年度	989	897	90.7%
2013年度	853	755	88.5%
2014年度	1,014	925	91.2%
2015年度	933	856	91.7%
2016年度	792	704	88.9%
2017年度	1,057	951	90.0%

- (注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上（配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合）
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。
- (注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2018年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員190行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2018年度	995	551	24	35
2018年4月～6月	247	138	6	11
2018年7月～9月	283	152	6	2
2018年10月～12月	267	155	9	15
2019年1月～3月	198	105	3	7
2019年度	688	384	13	27
2019年4月～6月	177	78	2	2
2019年7月～9月	161	87	3	3
2019年10月～12月	152	121	2	14
2020年1月～3月	198	98	6	7
2020年度	564	292	17	9
2020年4月～6月	127	63	8	2
2020年7月～9月	201	109	6	4
2020年10月～12月	124	65	3	3
2021年1月～3月	112	55	0	0
2021年度	268	137	7	24
2021年4月～6月	154	73	1	0
2021年7月～9月	114	64	6	24
2021年10月～12月				
2022年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2018年度	949	861	90.7%
2018年4月～6月	237	208	87.8%
2018年7月～9月	276	247	89.5%
2018年10月～12月	257	237	92.2%
2019年1月～3月	179	169	94.4%
2019年度	660	573	86.8%
2019年4月～6月	170	150	88.2%
2019年7月～9月	151	130	86.1%
2019年10月～12月	146	124	84.9%
2020年1月～3月	193	169	87.6%
2020年度	518	477	92.1%
2020年4月～6月	125	110	88.0%
2020年7月～9月	186	174	93.5%
2020年10月～12月	115	110	95.7%
2021年1月～3月	92	83	90.2%
2021年度	152	135	88.8%
2021年4月～6月	112	104	92.9%
2021年7月～9月	40	31	77.5%
2021年10月～12月			
2022年1月～3月			

(注1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合)

(注2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1:盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

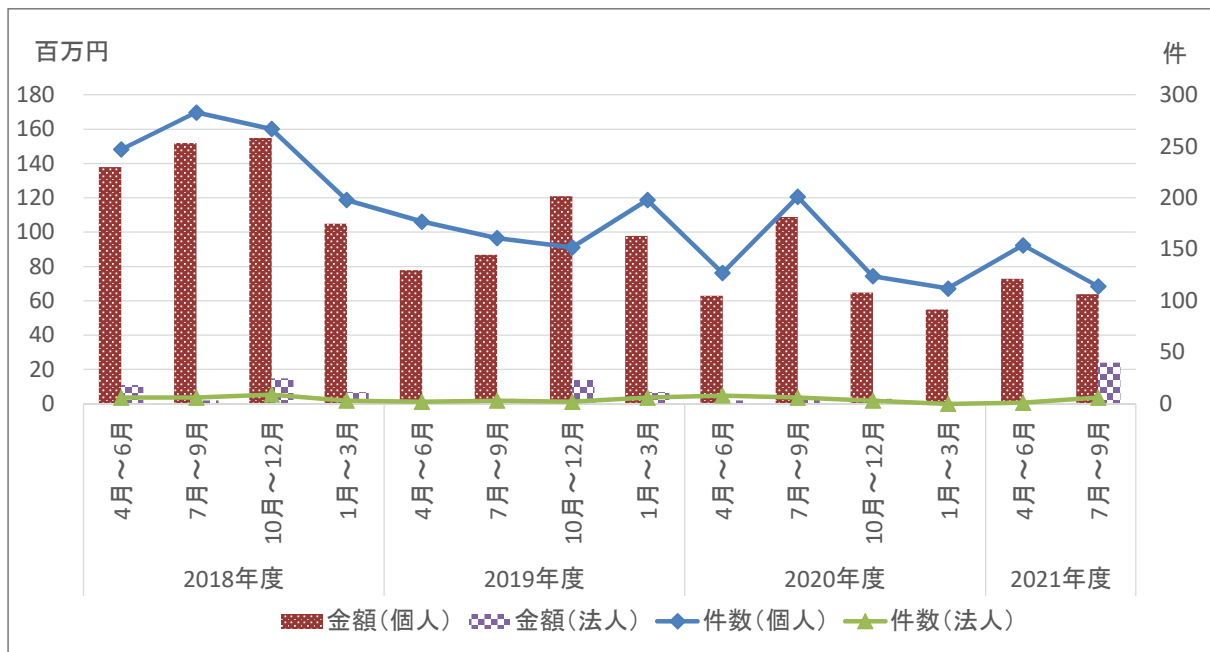
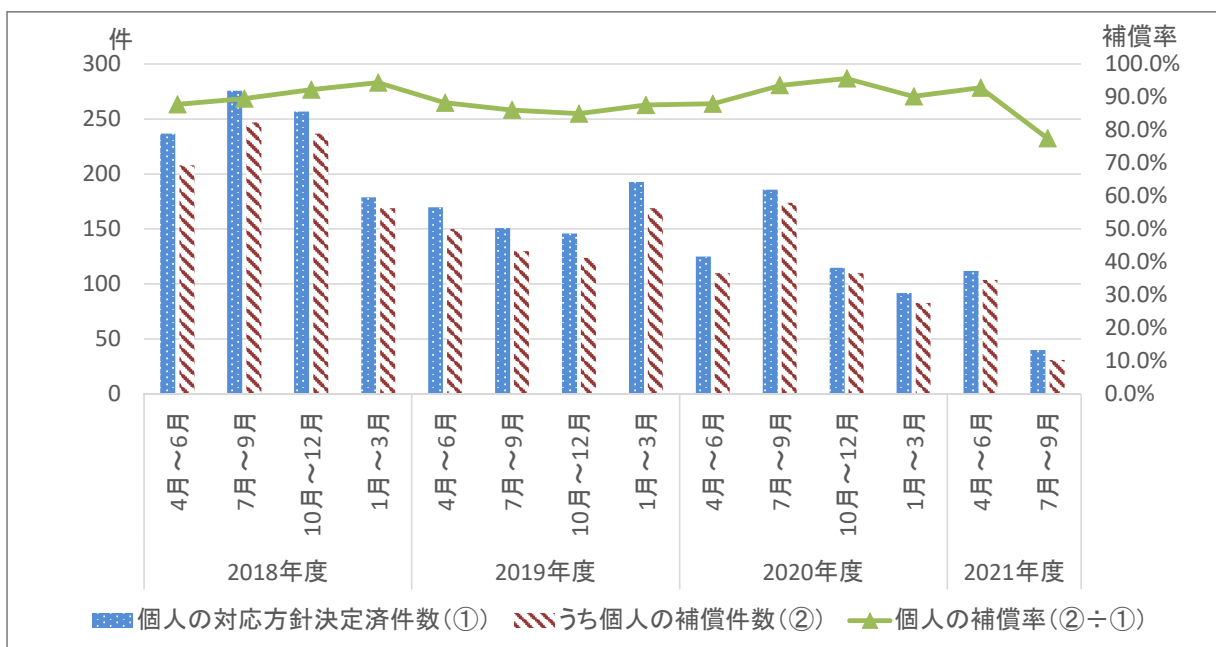


図2:盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上